

地域の子ども施設のあり方について

子どもと子育て家庭を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の子ども施設の果たす機能及び役割について、次のとおり整理し、施設配置計画の検討を進める。

1 区がめざす「子育て先進区」

- 子育てをする上で必要な環境が整っており、子育て家庭の満足度の高いまち
- 区の子育て環境が区内外に認知されており、多くの子育て家庭から選ばれるまち

2 新たな児童館の配置の考え方について

すべての子どもを地域全体で育てるため、区民・子育て関係団体等の子育て支援活動の拠点として、子育て家庭に対する相談・支援や区民・団体などの地域交流を推進する場とする。

(1) 新たな児童館の主な機能・役割

ア 地域子育て支援拠点

乳幼児親子の交流の場や居場所となり、親子同士を繋げるとともに地域の支援者と結びつけ、一時保育事業等の地域の子育て支援づくりを推進する。

イ 子どもたちの遊びの拠点

子どもたちが多様な遊び、幅広い活動ができるよう支援する。

ウ 地域の子育てに関連する団体の活動拠点

地域の子育てに関する課題を解決するための事業の企画や立案を支援し、地域の子育てに関する団体の育成活動が円滑に実施できるように協力する。

エ 子ども・子育て家庭の相談・支援拠点

子育てに関する情報を提供し、関係機関と連携しながら相談会等を実施する。配慮を要する子どもに寄り添い、安心できる居場所づくりを行う。

オ アウトリーチ機能

地域の子育てに関する団体や子育てひろば等を通して、子どもや子育て家庭の状況把握に努め、潜在的な要支援者の発見や虐待の疑いについて、関係機関に繋ぎ、継続的な支援や見守りを行う。

カ 広聴・広報機能

地域の子育てに関する団体や地域の声を聴き、応える。

キ 子育てに関連する団体や人材の育成機能

子育てに関する団体やボランティアを育成するとともに、地域と協働しながら人材の発掘を行う。

ク コーディネート機能

地域の子育て支援を活発にするため、地域団体同士や利用者同士のマッチングや交流を促進する。

(2) 配置の考え方

これまでの地域での子どもと子育て家庭を取り巻く支援・見守り活動が、中学校区単位で行われてきたことや、保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携教育の中で、継続した子どもたちの育成を行っていることを踏まえ、中学校区ごとに1館の配置とする。

(3) 運営形態

子どもと子育て家庭を対象とした地域包括ケアシステムにおいて、新たな児童館としての機能が十分に発揮できる運営形態について、民間活力の活用も含め検討していく。

3 キッズ・プラザの配置の考え方について

(1) 設置目的

放課後等に小学生が安全で安心して過ごすことができる遊び場として設置する。

(2) キッズ・プラザの機能構成

○キッズ・プラザに学童クラブを併設する。

○近年、学童クラブ利用者が増えていることから、待機児童対策として、学童クラブ室を拡充し定員数を増やす。また、実施設計が済んでいる場合については、乳幼児室を学童クラブ室へ転用する。

(3) 配置の考え方

校舎改築（統合新校及び築後50年以上施設の改築）にあわせ、すべての小学校にキッズ・プラザを設置する。現時点で改築計画のない啓明小学校、北原小学校及び上鷲宮小学校については、増築又はプレハブ設置などの手法による早期整備を検討する。

(4) 運営形態

民間事業者への委託とする。

(5) その他

学童クラブの待機児童が発生する場合には、学校から学童クラブまでの間の児童の安全を考えて、極力学校から近い位置に民設民営学童クラブの誘致を図る。

また、状況に応じて、未利用となる区有施設に公設民営学童クラブを設置し待機児童の解消を図る。

4 子育てひろばの配置の考え方について

(1) 設置目的

子育て中の親子の交流・情報交換の場として設置する。

(2) 配置の考え方

新たな児童館やすこやか福祉センターに併設するほか、未利用となる区有施設への設置等や、社会福祉協議会の支援を受けて実施している「まちなかサロン」と連携しながら整備を進めていく。

(3) 運営形態

民間事業者への委託とする。なお、新たな児童館に併設する子育てひろばについては、新たな児童館の運営形態と合わせて検討する。

5 中高生施設設置の検討について

中高生が主体的に活動・交流できる機会や健全な居場所が必要であるため、音楽・ダンススタジオ、体育設備、交流スペース等中高生の活動ニーズに対応できる施設の設置を検討する。